最終更新日：2017年6月30日
株式会社 筑邦銀行
取締役頭取 佐藤　清一郎
問合せ先：0942(32)5331
証券コード：8398
http://www.chikugin.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、金融機関として果たすべき社会的責任と公共的使命を十分確認し、経営理念に基づき透明性が高く、健全な企業経営を目指すために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

その実現に向け、株主、お取引先、地域社会等当行のステークホルダーの皆様からの高い評価と、信頼の維持・向上のために、コンプライアンス態勢の整備を経営の最重要課題の一つと位置づけ、法令やルールを厳格に遵守するとともに、業務の健全性及び適切性の確保に取り組んでおります。

また、株主総会、取締役会、監査等委員会や会計監査人などの法律上の各機関の運用の充実・強化、更には内部統制システムの適切性や有効性を検証・評価する内部監査部門の強化等に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
筑邦銀行従業員持株会	2,649,029	4.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,003,000	3.20
株式会社佐賀銀行	1,752,200	2.80
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　九州電力口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,613,258	2.58
久光製薬株式会社	1,408,000	2.25
株式会社みずほ銀行	1,370,568	2.19
西日本鉄道株式会社	1,366,788	2.18
株式会社安川電機	1,366,154	2.18
株式会社九電工	1,347,130	2.15
株式会社西日本シティ銀行	1,338,000	2.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当行は、自己株式1,688,854株(割合2.70%)を所有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
麻生　渡	他の会社の出身者											
立花　洋介	公認会計士											
神代　正道	学者								△			
橋田　紘一	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
麻生　渡		○	同氏は当行と一般の銀行利用者としての通常の取引がありますが、その性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。 同氏が代表取締役社長を務めた福岡空港ビルディング株式会社と当行との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	福岡県知事等の豊富な経験や知見を、経営陣から独立した立場で取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、社外取締役に選任しております。 また、福岡証券取引所の定めに基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。
立花　洋介	○	○	同氏は当行と一般の銀行利用者としての通常の取引がありますが、その性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。	公認会計士として長年会計監査に携わっており、会計監査の専門家としての経験・見識を基に、当行の業務執行に関する意思決定において、適切な提言をいただくことにより、経営の健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与に期待して社外取締役(監査等委員)に選任しております。

				また、福岡証券取引所の定めに基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。
神代　正道	○	○	同氏は当行と一般の銀行利用者としての通常の取引がありますが、その性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。 同氏が理事長を務めた学校法人久留米大学との間には人的、資本的関係はなく、取引も通常の銀行取引であり、個人が直接利害関係を有するものではありません。	久留米大学の医学部長、学校法人久留米大学の理事長を務めるなど、医学者としての幅広い学識と経験を基に、当行の業務執行に関する意思決定において、適切な提言をいただくことにより、経営の健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与に期待して社外取締役(監査等委員)に選任しております。 また、福岡証券取引所の定めに基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。
橋田　紘一	○	○	同氏は当行と一般の銀行利用者としての通常の取引がありますが、その性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。 同氏が常務取締役を務めた九州電力株式会社及び代表取締役社長を務めた株式会社九電工との間には人的関係はなく、資本的関係や取引関係がありますが、取引の内容はいずれも通常の取引であり、個人が直接利害関係を有するものではありません。	九州電力株式会社の常務取締役、株式会社九電工の代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり企業経営に関与されてきた経験や幅広い見識を基に、当行の業務執行に関する意思決定において、適切な提言をいただくことにより、経営の健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与に期待して社外取締役(監査等委員)に選任しております。 また、福岡証券取引所の定めに基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	1	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するスタッフ1名を配置しております。当該スタッフは監査等委員会職務の補助業務の専従者とすることとし、人事考課及び異動等については、監査等委員会と人事部の協議事項としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は内部監査部署である監査部の監査方針や年間の監査計画について協議を行います。また、監査部と毎月連絡会を開催するなど緊密な連携を保つほか、会計監査人との連携を確保するため、会計監査人との定例会議を開催します。会議では、会計監査人から事業年度毎の監査計画の説明、監査結果の報告を受け、重要な会計処理や財務報告に係る内部統制を含む内部管理態勢の整備状況等に関する意見交換等を行い、内部監査及び監査等委員会監査の実効性を高めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	ストックオプション制度の導入

施策の実施状況	

該当項目に関する補足説明 更新

株式報酬型ストックオプションにつきましては、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象に平成23年に導入しました。また、平成29年6月から、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を兼務しない執行役員に対しても、株式報酬型ストックオプションを付与することとしております。
株式報酬型ストックオプションは、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員と株主の皆様との価値共有を図り、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員に対して中長期的な企業価値の向上へのインセンティブを働かせ、株価や業績に対して一層の責任を明確化するために導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」の補足説明をご参照ください。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しています。
(平成28年度実績)

・取締役8名(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)
報酬等の総額130百万円(基本報酬100百万円、ストックオプション29百万円)
・取締役2名(監査等委員)(社外取締役を除く)
報酬等の総額27百万円(基本報酬27百万円)
・監査役2名(社外監査役を除く)
報酬等の総額9百万円(基本報酬9百万円)
・社外役員4名
報酬等の総額15百万円(基本報酬15百万円)

・役員賞与は支給していません。
・上記金額の他、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価15百万円を支給しています。
・連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在しません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会の承認により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員の報酬の最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額6百万円以内、年額72百万円以内と決定しております。また、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する新株予約権(株式報酬型ストックオプション)に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。
各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は取締役会にて決定しており、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の開催に際し議案の事前説明や各種情報提供を行うなど、その職務執行をサポートするための環境を整えております。なお、監査等委員会に監査等委員を補助する専任のスタッフを配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現状の体制の概要
・取締役、取締役会
取締役会は、監査等委員でない取締役7名(うち、社外取締役1名)、監査等委員である取締役5名(うち、社外取締役3名)の計12名の体制としております。
取締役会は取締役頭取を議長とし、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令または定款及び取締役会規程で定められた事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
・執行役員
取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、平成29年6月28日に雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員は13名(うち、取締役兼務者6名)を選任しております。また、執行役員の任期は、取締役(監査等委員である取締

役を除く。)と同様1年としております。
・監査等委員会
　監査等委員会は、監査等委員である取締役5名(うち、社外取締役3名)の体制としております。監査等委員会は月1回の定例監査等委員会のほか、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、法令または定款及び監査等委員会規程で定められた事項に従い、取締役及び執行役員の職務の執行を監査します。
・常務会
　取締役会から委任を受けた、経営上の重要事項を決議する機関として、役付取締役及び常務執行役員以上の役職者から構成される常務会を設置しております。常務会は取締役頭取を議長とし、原則週1回開催しており、常務会で決定した事項は、取締役会へ報告しております。
・内部監査
　内部監査部門として被監査部門から独立した監査部を設置しております。
　監査部は連結子会社を含む全業務部門を対象に監査を実施し、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告します。
・会計監査人
　会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結して適正な経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。また、会計監査人は、定期的に監査等委員会等へ監査結果の報告を行います。

(2)責任限定契約の内容の概要
　当行は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

(3)内部監査及び監査等委員会監査の状況
　当行では、内部監査部署である監査部が10名(平成28年度末現在)、監査等委員会が監査等委員である取締役5名(うち、社外取締役3名)の体制としております。また、監査等委員会に専属スタッフ1名を配置し、監査等委員会の職務執行を補助しております。
　監査部は連結子会社を含む全業務部門を対象に監査を実施しております。監査では、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、及び財務報告に係る内部統制を含む内部管理態勢を検証し、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告します。
　監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員決裁の稟議書、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を閲覧するほか、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を行います。
　さらに、本部各部及びグループ会社に対しては各部(社)が所管する業務上の課題、各部(社)施策の実施状況等について部長(代表者)ヒアリングを実施します。併せて、営業店に対しては往査を実施し、店務運営上の課題、苦情・トラブルの状況、人事管理上の課題等について支店長ヒアリングを行い、内部統制システムの運用状況を検証します。
　なお、監査等委員(社外取締役)立花洋介は、公認会計士として企業会計や監査に携わっており、財務及び会計に関する専門的な経験・見識を有しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　当行は、平成28年6月28日より、監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させ、更なる企業価値の向上を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月28日開催の定時株主総会の招集通知につきましては、株主の皆さまに早く招集通知をお届けするため、法定期日の5日前となる6月8日に発送しました。
その他	株主総会招集通知につきましては、一部Web開示しております。また、株主総会における報告事項の一部を映像化し、わかりやすい株主総会の運営に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	株主、投資家のみなさま向けに、企業情報、IR情報、財務情報、株式情報等を掲載しております。	
その他	平成14年度よりIR活動の一環として、地元の株主やお客さまへ当行及び当行グループの経営に関する「ちくぎんグループ・お客さま懇談会」を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	持続可能な社会の形成に向け、必要な責任と役割を果たしていくことが当行の使命と認識し、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名を行い活動を推進しています。 女性の活躍推進を目的とし、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備に取り組んでおり、平成22年6月の改正育児・介護休業法施行には、法律を上回る内容で対応し、加えて保育料等の補助を目的とした制度も併せて開設しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムに関する基本的な考え方＞
当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。
この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞
1．当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づけております。
・「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取組んでおります。
・「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証しております。
・法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図っております。
・「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努めております。
・財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備しております。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備しております。

2．当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程等に基づいて適切に保存・管理し、随時その運用状況を検証しております。

3．当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、経営管理部をリスク管理の統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備しております。
・「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討しております。
・内部監査部門である監査部は、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告を行います。
・「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備しております。

4．当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・効率的な経営を確保するための体制として、取締役及び執行役員は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、部長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行っております。
・日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行しております。

5．当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理しております。
・内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告を行います。
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
・子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備しております。
・定期的に当行、及び子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとしております。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図っております。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備しております。
・子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図っております。
(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、並びにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図っております。
・「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努めております。

6．当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要があると監査等委員が認めた場合には、担当者を置くこととしております。

7．前号の使用人の当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会職務を補助すべき使用人は、監査等委員会職務の補助業務の専従者とすることとし、人事考課及び異動等については、監査等委員会と人事部の協議事項としております。

8．次に掲げる体制その他の当行監査等委員会への報告に関する体制
(1)当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人が当行監査等委員会に報告するための体制
・監査等委員が取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員決裁の稟議書、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査等委員に回覧しております。
・「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口に監査等委員会を配し、当行監査等委員会に直接報告する制度を構築しております。
(2)子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制
・当行の内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、当行監査等委員会に状況の報告を行います。

・子会社の監査役が、当行監査等委員会に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築しております。
・「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査等委員会に直接報告する制度を構築しております。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記しております。

10. 当行監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当行は、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用、又は債務について、職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理いたします。

11. その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会は、監査等委員会の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査等委員会からの要請により、その改善に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〈反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〉
当行は「行動憲章」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを掲げ、銀行全体で組織的に関係排除に取り組んでおります。

〈反社会的勢力排除に向けた体制整備状況〉
1. 統括部署及び管理責任者の設置状況
・経営管理部を統括部署とし、各部室・各営業店には管理責任者を設置し、事案により関係部門と協議し対応する体制を整備しております。

2. 外部の専門機関との連携状況
・平素から、地元警察署、暴力追放運動推進センター、警察本部組織犯罪対策課や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、対応する体制を整備しております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
・反社会的勢力に関する情報を収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手側が反社会的勢力ではないかどうかの確認に利用しております。

4. 対応マニュアルの整備状況
・当行全体で組織的に対応するために「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、具体的な対応方法について役職員に周知しております。

5. 研修活動の実施状況
・コンプライアンス・プログラムに反社会的勢力排除に関する項目を組み入れ、責任者研修や各部室、各営業店で実施するコンプライアンス研修会などで反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動・意識向上に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

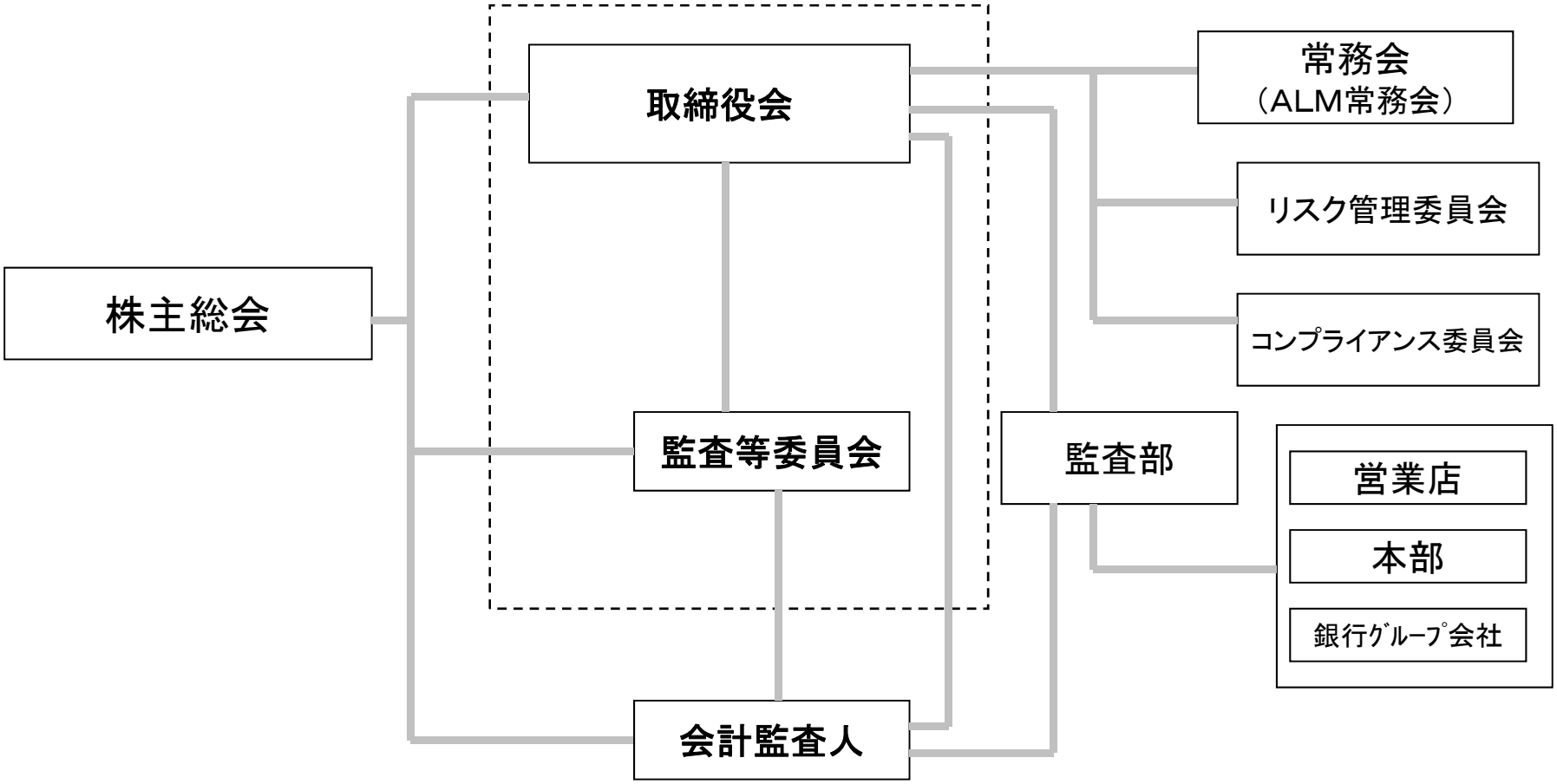
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〈適時開示体制の概要〉
　当行では、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、「適時開示規則」という。)第4条の3に基づく情報取扱責任者として総合企画部長を任命しており、総合企画部を適時開示の担当部署としております。
　総合企画部は、適時開示の対象となりうる会社情報を本部各部・室、営業店、グループ会社から収集する体制をとっており、収集した情報のうち適時開示規則に基づき開示が求められる情報については、発生事実に関する情報等は代表者、経営陣へ迅速な報告を行うとともに適時開示しており、また決定事項及び決算に関する情報等は取締役会で決裁後速やかに適時開示を実施しております。

コーポレート・ガバナンス体制図



会社情報の適時開示に係る行内体制図

